

第 2 3 回山形家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 2 7 年 7 月 1 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 0 分まで

第 2 場所

山形家庭裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 荒井由美子，井上弓子，神谷雄一郎，小林裕明，高橋一実，
新田公夫，林正彦（委員長），半田稔，吉岡あゆみ

（敬称略，五十音順）

（列席職員）長沼事務局長，清水首席家庭裁判所調査官，藤原首席書記官，
加藤次席家庭裁判所調査官

（庶務） 岩田総務課長，一郷総務課課長補佐，小財庶務係長

第 4 議事

1 新任委員挨拶（荒井委員，神谷委員，高橋委員，新田委員，吉岡委員）

2 議題「家庭裁判所における少年の再非行防止へ向けた教育的措置について」

DVD「少年審判」視聴

少年事件の動向についての説明

教育的措置についての説明

少年審判廷の見学

意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

開催日時

平成 2 8 年 1 月 2 5 日（月）午後 1 時 3 0 分

テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長, ○委員, ●説明者(列席職員))

- 教育的措置は, 基本的には少年鑑別所に入っていない少年を対象に行っているのか。
- 少年鑑別所に入った少年が試験観察の中で社会奉仕活動を行うこともある。他方, 交通講習や被害を考える会などについては, 少年鑑別所に入っていない少年を対象に実施している。数としては, 少年鑑別所に入っていない少年に対して実施する教育的措置の方が多い。
- 全国と比較した場合, 山形の少年の非行内容に特徴はあるか。
- 統計数値を見ると, 窃盗より過失運転致死傷等が多い点などがあげられる。ただし, 山形県は都市部と比べて事件数が少ないため, わずかな事件数の増減によって割合が変わってしまうこともあり得る。
- 社会奉仕活動の実施頻度はどの程度か。
- 最近では, 社会奉仕活動として福祉施設に連れて行く少年は年に数名程度であるが, 同じ少年について, 年に数回連れていくこともあるし, 二, 三日連続で連れていくこともある。
- 福祉施設に連れて行く際, 裁判所の職員は何人くらい同行するのか。
- 山形では少年一人とその保護者を連れていくことが多く, その際には家裁調査官が一人同行する。また, 少年友の会や学生ボランティアに協力いただくこともある。
- 道路や公園における清掃活動を山形では実施していないとのことであったが, 清掃活動は, 他者から褒められることで自己有用感を得やすいと一般的に言われており, 教育的措置としての実施を検討しても良いのではないかと思われる。
- 再非行の少年に対して何か別の教育プログラムを用意しているのか。

- 例えば、教育的措置を実施して不処分となった少年が再度非行を行った場合について、何か特別なプログラムを用意しているわけではない。ただ、1回目と2回目の非行事実の種類が違う場合などは、その内容に応じたプログラムを実施することがある。
- 学生ボランティアになるための要件はあるのか。例えば、大学生はできるが、専門学校生はできないということはあるのか。
- 山形の学生ボランティアは大学生が多いが、大学生でなければいけないわけではない。
- ◎ 万引き被害に遭ったスーパーの店長から話を聞くという説明があったが、他にも被害者の方の話を聞く例はあるのか。
- 自転車を盗まれた被害者の話を聞くことなどもある。また、家裁調査官が調査の中で被害者やその家族から事情を聞き、その内容を審判の場で裁判官が少年に伝え、諭すということもある。
- 家庭裁判所と保護観察所との連携はどのように行われているのか。
- 家裁調査官の調査結果をまとめた記録により情報共有を図っている。
- アンガーマネジメントについて説明があったが、アンガーマネジメントは暴行や傷害の事案において特に有効なのではないかと感じた。山形でもアンガーマネジメントは取り入れているのか。
- アンガーマネジメントは家裁調査官の調査の中でよく取り入れている。具体的には、怒ったときに、怒りの感情をどのような言葉で表現し、どう対処して自分の感情をコントロールしていくのかを少年に考えさせるなどしている。

以上